

## 賛助会員規約

2024年12月12日制定

### (目的)

第1条 本規約は、定款第3章に定めた会員の規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

### (資格)

第2条 当法人の活動趣旨に賛同し、当法人を賛助するために入会した個人または法人・団体とする。

### (議決権)

第3条 賛助会員は、当法人の総会における議決権を持たない。

### (入会)

第4条 当法人の会員となるためには、別に定める入会申込書を提出し、当法人代表理事の承認を受けなければならない。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。

### (会員の種類・年会費)

第5条 会員の種類・年会費については、以下の表のとおり定める。

会員の種類		位置づけ	年会費
個人 団体	賛助会員	家族会員 ・ご遺族 ・AYA がんサバイバーとご家族	1口3,000円 (1口以上)
		一般会員 上記以外で当法人の活動趣旨に賛同し応援して下さる個人・団体	
	正会員	当法人の活動趣旨に賛同し共に活動して下さる個人・団体。総会での議決権を通じ事業運営に関与できます。	1口5,000円 (1口以上)
法人	賛助会員	当法人の活動趣旨に賛同しご支援をくださる企業。総会での議決権はありません。	1口50,000円 (1口以上)

### (年会費の納入)

第6条 会費は、「会員の種類・年会費」に定められた金額を、指定された期日までに当法人の指定する方法で納入しなければならない。年度途中での入会の場合も月割り計算は行わず、1年分を支払うものとする。

### (退会)

第7条 会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を当法人代表理事に提出して、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が、以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、総会の議決により、これを除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。また、当該会員から第三者への資格の継承はできない。

- 1) 当法人定款、本規約に違反した場合
- 2) 第10条の禁止事項に掲げる事項を行った場合
- 3) 故意、過失に問わず、当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした場合

(守秘義務)

第9条 当法人は、会員の許可を得ずに会員情報を公開または使用することはできない。また、会員は、当法人の許可を得ずに、会員として知り得た当法人の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

(禁止事項)

第10条 会員は、以下に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 会員情報など当法人へ虚偽の申請をする行為
- 2) 他の会員や第三者、もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
- 4) 当法人の許可なくロゴマーク、印刷物などを転用する行為
- 5) その他、当法人理事会が不適切と判断する行為

(損害賠償)

第11条 賛助会員は、本規約または当法人が定めた規約に違反した行為によって当法人に損害を与えた場合、当法人に対して損害賠償責任を負うものとする。

(免責事項)

第12条 当法人は、事業の完全な運営に努めるが、賛助会員に対する事業の中断、運営の停止または廃止等によって賛助会員に損害が生じても当法人は免責されるものとする。

2. 当法人は、賛助会員が発信する情報の正確性、完全性、有用性を保証しない。
3. 当法人は、賛助会員に対する事業により発生したいかなる損害についても、その責任を負わない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

(附則)

- 1) 本規約は2024年12月1日から施行する。